

## 平成26年度原子力規制委員会事後評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会政策評価基本計画（原規広発第130109001号（平成25年1月9日原子力規制委員会決定））を踏まえ、平成26年度原子力規制委員会事後評価実施計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 計画期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間とする。

#### 2. 計画期間において事後評価の対象とする政策

原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する施策のまとまりを単位として実施する。具体的には、平成25年度原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象とする。

#### 3. 事後評価の実施方法

- ① 政策の所管課室等は、平成25年度実施施策について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。事後評価の結果を、評価対象の施策目標ごとに別紙1の様式による事後評価書（案）として作成する。
- ② 長官官房総務課は、事後評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議、決定を経て、8月を目途に事後評価書を公表する。
- ③ 事後評価書に対し、メールフォーム等を通じて国民から寄せられた意見・要望については、関係する課室等で適切に活用する。
- ④ 事後評価の結果は、今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。  
長官官房総務課は、事後評価結果の政策への反映状況について審査し、必要に応じて政策の所管課室等に対して意見を述べる。

#### 4. 事前分析表の作成

政策の所管課室等は、平成26年度原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象として、評価対象の施策目標ごとに別紙2の様式により平成26年度実施施策に係る事前分析表を作成する。長官官房総務課は、事前分析表を取りまとめて公表する。

以上

施策名					
施策の概要					
達成すべき目標					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	-	-		
	補正予算(b)	-	-		
	繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	-	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標		基準値	実績値					目標値
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度
	年度ごとの目標値							
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度
	年度ごとの目標値							
		施策の進捗状況(実績)					目標 年度	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	
	評価対象期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名		作成責任者名		政策評価実施時期	
-------	--	--------	--	----------	--

